

国住指第1899号
平成19年8月9日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

改正建築基準法の施行に伴う建築確認等の手続きの円滑化について

去る平成19年6月20日に改正建築基準法が施行され、構造計算書偽装問題の再発防止等を図るための確認検査の厳格化に係る各般の措置が実施に移されたところであるが、確認申請図書等の大幅な見直し・拡充等を内容とするものであり、かつ、改正内容について関係者が熟知していないこと、行政実例が蓄積されていないこと等から、建築確認等の手続きが遅延する傾向が見受けられるところである。

国土交通省においては、日本建築行政会議等と協力して、改正建築基準法の運用に係る各般の情報提供に努めているところであるが、貴職におかれても、確認検査の厳格化の趣旨に留意しつつ、下記の措置を講じることにより、建築確認等の手続きの円滑化を図られるようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 貴都道府県下の特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関等の間で緊密に連携し、改正建築基準法の運用に係る情報の共有、確認審査等に係る運用の統一、建築主、設計者等に対する情報提供等に努めること。
2. 改正建築基準法の施行後、当分の間は、申請者、設計者等に対し、法令の解釈、申請図書の記載方法等に係る事前相談についてきめ細かく対応すること。なお、その際、不整合箇所の指摘を行うことは差し支えない。
3. 建築確認等の手続きの円滑化に配慮し、申請書等に確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第885号）第一第5項第3号イに規定する軽微な不備がある場合における補正の指示及び申請書等に不明確な点がある場合における追加説明書の提出の指示を適切に行うこと。
4. 計画変更について、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の2に規定する軽微な変更に該当するかどうかの判断を適切に行うとともに、変更内容の軽重、工事の進捗等に留意し、計画変更確認の手続きを迅速に行うよう努めること。